富都号外

平成２８年３月１日

関　係　各　位

富士宮市長　須藤　秀忠

（都市整備部・都市計画課）

富士山本宮浅間大社周辺における「景観計画重点地区」及び

「都市計画高度地区」の指定予定について（お知らせ）

日頃より本市の景観及び都市計画行政につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、市では世界遺産の構成資産である富士山本宮浅間大社の周辺地区において、将来にわたり富士山の眺望確保や大社の神聖さと調和した街並み形成を図るため、建築物等の高さや色彩などの景観誘導に関する一定のルールを定めることとなりました。本件については、平成２８年４月１日からの施行を予定していますので、関係各位へあらかじめお知らせします。予定している制限や基準の内容につきましては、富士宮市ホームページに資料を掲載していますので、下記アドレスよりご確認ください。

なお、所属会員に対しては、貴職より周知をお願いします。

富士宮市景観計画の変更については

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/citizen/iiosmo0000003gm0.html>

高度地区については

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/citizen/iiosmo0000003gxx.html>

**お問い合わせ先**

富士宮市都市整備部都市計画課

TEL:0544-22-1166　FAX:0544-22-1208

E-mail:toshi@city.fujinomiya.lg.jp

担当：高橋、佐野